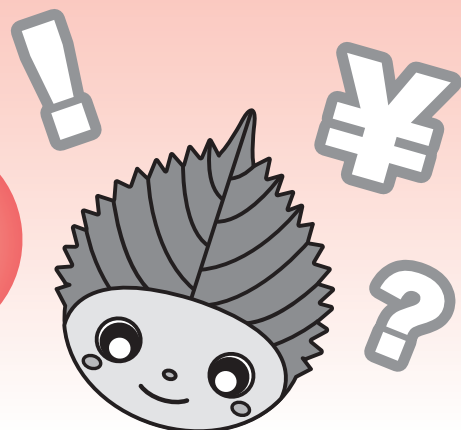


分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!

税のたより



償却資産(固定資産税)の申告について

償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物(駐車場の舗装・塀・看板等)、機械および装置(旋盤・電気設備等)、工具・器具および備品(パソコン・机・陳列棚等)などの事業用資産です。これらの資産を所有している方は、令和4年1月1日現在の所有状況を、1月31日(月)までに申告してください。

ご提出いただく償却資産申告書には、マイナンバーの記入が必要となりますので、個人番号12桁または法人番号13桁をご記入ください。

問合せ先 役場 税務課

内線178・179

個人事業者の方の所得税・消費税確定申告相談

商工会では、中小企業の事業主の方を対象に、所得税確定申告・消費税確定申告の個別指導相談会を次の日程で開催します。

申告期限間近になると大変込み合いますので、できるだけ早

い機会にお出掛けください。

また、記帳でお悩みの方、新しく記帳を始める方、記帳について相談したい方、白色申告の方、アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もこの機会にご相談ください。

とき 2月16日(水)・22日(火)・28日(月)午前9時30分〜午後3時

ところ 商工会館 講習会等研修室

問合せ先 商工会

☎(442)4511



「広報おおはる」・「おおはる議会だより」をスマートフォンアプリで配信中

「広報おおはる」・「おおはる議会だより」をスマートフォンの無料アプリ「マチイロ」で配信しています。下記の2次元コードからダウンロードできます。ぜひご利用ください。



マチを好きになるアプリ



- 自治体がもっと身近になる機能が盛りだくさん!
- 1 役立つ行政情報を見逃さない!
 - 2 自分に合わせた情報が届く!
 - 3 いろいろなマチの魅力をお届け!

※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。
※広告が表示されますが、町とは一切関係ありません。

問合せ先 役場 企画課 内線163

